

平成29年度

英語力向上プラン事業補助金

評価表

NO.

64

所管部課名	学校教育課	担当者	岩脇 勝広					
事務事業名	英語力向上プラン事業							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金交付要綱							
補助経過年数	11年以上15年以下							
平成29年度 予算額	900 千円	国県支出金 千円	一般財源 900 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	中学校卒業時の3級以上取得率		40%	平成31年度				
成果指標②	鹿児島学習定着度調査結果（英語通過率）		80%	平成31年度				
補助対象者	薩摩川内市教科部会英語部会							
補助対象経費	大会出場旅費、指導者への旅費・謝金、会議費及び消耗品費等に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	(1)県・地区・市段階の英語発表大会に甌島地域から出場する生徒への旅費助成 (2)英語サマーキャンプに甌島地域から出場する児童生徒への旅費助成等 (3)特に必要であると認められる教材等の開発・作成							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は 補助率	900,000円							
上記項目の 積算方法	補助対象事業の経費の合計額（予算に定める額以内）							
補助を受ける 過去の事業（団体 状況）等の	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	183,075	15.5%	236,320	20.8%	177,511	16.4%
		会費収入	183,000	15.5%	236,270	20.8%	177,510	16.4%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	75	0.0%	50	0.0%	1	0.0%
		市補助金	1,000,000	84.5%	900,000	79.2%	900,000	83.1%
	支出			0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%	5,741	0.5%
		計	1,183,075	100.0%	1,136,320	100.0%	1,083,252	100.0%
		事業費	1,183,075	100.0%	1,130,579	99.5%	1,083,252	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%	5,741	0.5%		0.0%
		計	1,183,075	100.0%	1,136,320	100.0%	1,083,252	100.0%
		支出計/前年度支出計				96.0%		95.3%
		自己資金/前年度自己資金				129.1%		75.1%
		翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.6%		0.0%
	交付件数							
	成果指標の推移①		26.1%(全国13.4%)		25.2%(全国13.8%)		23.0%(全国13.0%)	
	成果指標の推移②		1年76.5%, 2年62.7%		1年69.6%, 2年59.9%		1年68.4%, 2年53.3%	
特記すべき事項等	【今年度改善点】「英語・ローマ字チャレンジ」の問題シートやサマーキャンプの資料等なるべくモノクロ印刷化する。							
	【前回評価】平成26年度「現状のまま継続」							
	・英語サマーキャンプ後も、英語を日常的に継続して使う機会の創出に努めてほしい。							
	・英語発表会では、全国大会に繋がる取り組みを進められたい。							
	【前回評価への回答】英語サマーキャンプ後、冬休みや春休み等に英語を日常的に継続的に使う機会を市として企画するのは、日程的に難しい。また、市英語発表会に参加した生徒を中心に県の英語スピーチコンテストをはじめ、各種スピーチコンテストに出場するよう促していきたい。							
	【事業のPR方法】学校への文書による直接案内 【費用対効果】英語検定試験での3級以上取得率 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	これからのグローバル社会を生き抜いていくために英語力の向上は必須である。よって、市がこれをサポートしていくのは、責務であると考えます。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。 英語発表会や英語サマーキャンプなど、市内小中学校の英語担当の協力によるものは、非常に大きいものである。今後も市内英語担当教員の協力を得ながら進めていきたい。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	グローバル化に対応できる人材の育成は急務であり、本市が国際交流の推進に取り組んでいることから、将来、国際社会の中で生き抜いていくために英語力を身に付けていく有効な手段である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	行政が行うより、英語の専門性を有する英語科教員で企画・運営等を行うことがより現実的であり、効果的である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助対象となる事業は、英語サマーキャンプや中学校英語発表会等に限定されており、前年度の実績をもとに予算を立てている。また、参加者からも食費等の必要経費は徴収している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	英語部会は、教職員で構成されるため予算面の自助努力が不可能である。また、対象となる児童生徒は毎年変わるため成果が上がったと一概に言うことはできない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市内の小中学校へ本事業への参加等を広く呼びかけており、一定の公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	意欲のある児童生徒の英語力を伸ばす体験型の事業は他にないため、妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	経費の執行に関しても明確に規定されており、公費充当が著しく妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 グローバル化に対応した人材を育成していくために、英語教育の充実は必須である。豊かな国際性と英語力を育むために小学生向けの英語・ローマ字チャレンジの実施や中学生向けには英語発表会、さらには小中学生共通の英語サマーキャンプは、効果が期待できるので、現状のまま継続を希望する。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 英語サマーキャンプの引率は、鹿児島純心女子大学の学生ボランティアを採用し、経費抑制に努めている。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈まとめ〉

英語力向上プラン事業補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる英語力向上プラン事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第2条 英語力向上プラン事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 英語力向上プラン事業補助金の交付を申請した薩摩川内市教科部会英語部会（以下「補助事業者等」という。）が、薩摩川内市小・中学生の英語力の向上のため実施する事業であること。
- (2) 補助事業者等が実施する事業は、あらかじめ薩摩川内市教育委員会学校教育課と協議済みであること。

（補助金の額）

第3条 英語力向上プラン事業補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（補助対象経費）

第4条 英語力向上プラン事業補助金は、次に掲げる事業のうち、大会出場旅費、指導者への旅費・謝金、会議費及び消耗品費等に要する経費について交付する。

- (1) 県・地区・市段階の英語発表大会
- (2) 英語サマーキャンプ
- (3) 特に必要であると認められる教材等の開発・作成

（交付の申請）

第5条 英語力向上プラン事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月30日とする。

（交付の基準）

第6条 英語力向上プラン事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

- (2) 当該申請者に英語力向上プラン事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 英語力向上プラン事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 英語力向上プラン事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 県が実施する「基礎・基本」定着度調査の結果

- (2) 実用英語技能検定試験への合否状況

(補助事業者等の責務)

第9条 英語力向上プラン事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。